

新 年 を 迎 え て

農林水産省横浜植物防疫所長 ^{かわ}川 ^{ぐち}口 ^{よし}嘉 ^{ひさ}久

平成 20 年を迎え、皆様に新春のお慶びを申し上げます。平成 19 年を振り返ってみますと、各地で気温の高い時期が続き、温暖化の進行について報道で大きく取り上げられました。加えて、8 月には国連世界気象機関から、洪水、暴風雨、熱波、寒波などの異常気象が世界各地で発生しているとの報告書が発表され、ヨーロッパでは昨年 4 月は平年より約 4 度高い水準で推移するなどしました。気候の変動は私どもの生活に直接間接に影響を及ぼすものであります。本年は気象等の穏やかな年であることを望みたいと思います。

植物検疫について昨年の動きを見てみますと、国際化の進展への対応、国内における検疫・防除、農産物輸出促進に係る対応等がありました。

まず、国際化の流れの中で、植物検疫に関する国際基準が順次策定されていますが、昨年はこの基準に基づき新たな検疫措置の導入を行いました。具体的には、近年諸外国でも導入されつつある輸入貨物に用いられる木材こん包材に対する検疫措置です。我が国では病虫害危険度解析を行った結果、森林等を加害する病虫害の侵入リスクがあると判断し、公聴会、パブリック・コメント等の所要の手続きを経て、昨年 4 月 1 日から、木材こん包材に対して輸入検疫措置を実施しました。この新しい検疫措置の導入は、現在、関係者の理解の下、円滑に進められています。これからも必要な改善を行いながら確な措置の実施に努めていきたいと考えています。

また、検査の対象となる病虫害については、付着する植物の用途や輸送形態等を考慮して病虫害危険度解析を行うことにより、非検疫有害動植物の追加、輸入禁止対象植物や地域、栽培地検査を要する植物や地域の見直しなどを進め、リスクに応じた検疫措置となるように努めました。これらは先般公表された植物検疫に関する研究会報告に即したものであり、我が国の植物検疫が技術の進展に応じて適切に対応することであり、必要な措置であります。今後も科学的知見に基づき、引き続き、非検疫有害動植物の追加、禁止地域の見直し等を行って効果的な検疫業務を行うこととしています。

一方、国内における検疫・防除関係では、南西諸島ではカンキツグリーニング病の発生が与論島、徳之島、沖

永良部島の 3 島と、喜界島の 1 地区で確認されたことから、昨年 4 月に植物防疫法に基づく移動規制、緊急防除が実施されました。具体的には、喜界島をのぞく 3 島については規制地域とし、カンキツ苗木類などの移動を規制の対象とするとともに、同病の宿主植物や媒介昆虫であるミカンキジラミの寄主植物について最新の知見等に基づき追加するという見直しが行われました。また、喜界島においてはカンキツグリーニング病の発生が局部的であり根絶の可能性が見込まれることから、緊急防除区域に指定して早期根絶に向けた取組が行われており、植物防疫所では関係県等と連携した取組を行っています。また、ジャガイモシストセンチュウについては、近年、北海道内で発生地域が拡大傾向にあることから、種ばれいしゅ検疫検査方法等の見直しを行うとともに、関係自治体、試験研究機関等の協力を得ながらまん延防止の対策等を講じています。

次に、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国の経済発展に伴う富裕層の増加などにより、高品質な我が国農林産物の輸出拡大のチャンスが増大しており、他方で、国内農業の新たな需要開拓につながることから、現下の農業政策の一つとして、我が国農産物の海外への輸出の促進が上げられます。現在、台湾向けのりんご、なし、米国向けりんご及びカナダ向けのなしなど、輸出に際して必要な検査を迅速的確に実施するとともに、さらに輸出が促進されるように検疫技術面での調査研究等を実施しているところです。

さらに、植物検疫業務を円滑に進めていくためには、PR、広報が必要であり、国民の皆様にはわかりやすく説明しご理解いただいてこそ、協力が得られ、円滑に業務が進むと考えます。その結果、法律などで規定されていることが実現できるのであり、昨年も、そういった観点から、ホームページの見直し、冊子の作成等の充実を図ってきたところです。本年につきましても、引き続き、これら情報発信を進めていこうと考えています。

本年も、植物検疫が抱える課題の対応に当たっては、植物防疫に関係される皆様方のご理解とご協力を得ることがなによりも必要であります。今後とも関係者の皆様のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。末筆に当たりますが、植物防疫に関連される皆様の一層のご発展をお祈り申し上げます。